## 岐阜県環境影響評価審査会委員会B 議事録(概要版)

- 1 日 時: 平成29年12月18日(月) 午前10時00分~正午
- 2 場 所:岐阜県シンクタンク庁舎5階 大会議室
- 3 議 題: (仮称) 米原風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席者:神谷委員、中西委員、杉山委員、木村委員、鹿野委員、淺野委員、窪田委員、高田 委員、清水委員、高木委員、廣田委員、寺田委員

関係市町担当者4名、県関係課等担当者8名、事務局5名、傍聴者なし

5 議事:計画段階環境配慮書手続きの概要及び当該事業に係る環境影響評価の手続きについて事務局が説明

計画段階環境配慮書並びに委員等意見概要及びそれに対する見解について事業者 から説明

主な眺望点について事務局が説明後、質疑応答を実施

## <質疑応答の内容>

## 【委員長】

これから質疑応答に入らさせていただきます。ただいま、事業者、事務局からご説明がございましたが、委員の皆様、ご質問ご意見はいかがでしょうか。

## 【委員】

野鳥に関してですが、配慮書に記載されている内容の中で、特に鳥類の分布想定図等を見ますと、ほとんどが滋賀県側の資料となっております。岐阜県側に既存資料がないことは仕方がないことだと思いますが、配慮書の中では、既存資料がない場合は、専門家等へのヒアリングや予備的な調査はある程度する必要があるというようなことが先ほどの事務局の説明の中にありましたが、ヒアリングをした専門家の中には、岐阜県側の方がいるのでしょうか。

# 【事業関係者】

配慮書の段階では、ご協力いただけた専門家の方にお話を伺っております。既存資料・専門家のヒアリングの結果を踏まえ、次の方法書の段階で、実際にどのような調査を行えば適切な環境影響評価ができるのか判断していくためにも、今後岐阜県側の方も含め、必要に応じて専門家のヒアリングを行い、反映していきたいと考えております。

## 【委員】

私が質問したかったことは、配慮書を作成する段階で、岐阜県側に既存資料がなければ当然岐阜県側の専門家のヒアリングが必要ではなかったのかということです。今の話ですと、岐阜県側の専門家のヒアリングはなかったということでよろしいでしょうか。

# 【事業関係者】

そのとおりです。

# 【委員】

分かりました。そのことも踏まえてお話しさせていただきます。専門家のヒアリングの内容は、 私も拝見しましたが、同じような認識で、おそらく岐阜県側においても同じような結果であろう かと思います。特にクマタカとタカの渡りについて意見を言わせていただきます。事業実施想定 区域の東側と南側が岐阜県側となっておりますが、稜線上の東側、南側の斜面において、クマタ カが営巣しやすい環境が整っています。事業実施想定区域に隣接する東側の岐阜県側でもクマタカの生息が確認されています。クマタカの営巣は、巣と巣の距離が約2km から3km の範囲の中にある場合が多く、岐阜県側の関ケ原、大垣の地域のあたりに2つがいのクマタカが生息している可能性が十分にあります。そのあたりはどのようにとらえていますか。

## 【事業関係者】

現段階では、営巣場所等も含めて情報の入手に努めております。今後、現地調査で確認してい こうと思っておりますので、事前段階でご協力いただける専門家の方に色々な情報をいただいた 上で、調査設計をしていきたいと考えております。

## 【委員】

おそらくこれから詳細な調査をするというお話しであろうと思っておりましたが、その中で一 番気になっていることは、クマタカなどは非常に敏感で、繁殖期等にその中に立ち入れば繁殖や 営巣を放棄するという点です。予備調査の段階でそのようなことが起こり、本調査の時にはすで に繁殖していないケースが多々あります。今までは方法書から始まっておりましたので対応でき なかったのですが、今回は配慮書というもう一つ前の段階でとらえることが出来ましたので、そ のようなことは、調査の段階から十分配慮してほしいと思います。もう一点は、営巣があるとい う前提で調査していただきたく、仮設道路の測量などの現地作業を繁殖期の特に1月から8月に は実施すべきではないと思っておりますので、その辺の配慮をぜひお願いしたいです。もう一点 は、渡りの関係ですが、実はこの事業実施想定区域から11km ほど北東の山地で地元の野鳥の 会が20年近くタカの渡りの調査をしております。その時のタカの渡りは、ハチクマ、サシバを 中心に3,000羽から4,000羽で、多いときは一日に、1,000羽から2,000羽の渡りが ございます。その方向は、西ないし南で、だいたい事業実施想定区域の付近を渡っていることが わかっています。調査は9月15日から30日にわたって毎日行っておりますが、実際、タカの 中でも、ノスリの渡りは10月になってから多くあります。そのような中で渡りは、天候等にと ても影響されます。また、同じ晴れの日でも前日は数10羽しか渡っていないのに、翌日一気に 1,000羽近い渡りもあります。したがって、調査は、継続的にその間、毎日お願いしたいし、 時間的にも午前8時の時点で1,000羽を超えていることもありますので、午前7時から午後4 時頃までの調査が最低限必要であろうと考えておりますので、その点も検討していただきたいと 思います。

#### 【事業関係者】

貴重な助言をありがとうございます。

## 【委員長】

今の意見に関して、方向性、方針等で考えられるものはございますか。今後、地元の方でいろいろな情報を持っておられる方に対してどの程度ヒアリングをされるのかでしょうか。おひとりの専門家だけに尋ねられるというよりも、いろいろな視点でのご意見等もあると思いますので、何か方向性、方針等、現在考えられることがございましたらコメントをいただきたいです。

#### 【事業関係者】

次は方法書になりますので、実際に調査をどのように行っていくのかということを具体的に決めていく段階になります。より幅広い専門家の方々にこの地域の特性をきちんと考慮した調査の内容をお伺いし、それを踏まえた調査設計をしていきたいと考えております。

# 【委員】

環境省の「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」の中に、参考事例として示されたヨーロッパの調査で、自然保護団体のバードライフ・インターナショナルが行っている評価があります。そちらの中には直接的な影響以外にも、鳥などの生息妨害による生息地の放棄、移動の障壁等の項目も設けて調査もされておりますが、日本でもそのような調査や評価をされる予定はありますか。

# 【事業関係者】

今後、方法書、準備書という段階で実際に調査、予測、評価の結果を示していく内容になっていきます。その中では、直接的な改変による影響だけではなく、生息環境への間接的な影響等も含めて予測、評価を行っていこうと考えております。

# 【委員】

文化財に関してですが、県の文化伝承課からの意見のところで、配慮書69、70、189、 190、191ページの松尾山小早川秀秋陣跡等の記述について史跡としての指定名称と異なっ ていますという意見に対して、事業者の見解は、各表及び図の下部に記載の出典資料の記載方法 に基づいておりますと書いてあります。出典資料を見ますと、主に観光目的のホームページ等か らの出典であると思いますが、やはりホームページというのは少し安定性に欠けているところが あると思いますので、これはぜひ、県の文化伝承課の意見のとおり厳密な名称を使っていただき たいです。今後の方法書等でその点をお願いします。史跡であるか、ないかということはかなり 重要なポイントになりますので、厳密な名称を使っていただきたいと思います。それから、文化 伝承課のご意見で、配慮書の120ページについて、例えば、寝物語遺跡の時代を縄文から中世・ 近世にしてくださいというご意見に対して、出典によれば記載内容に間違いはありませんという ご見解です。この出典は、岐阜県教育委員会から出している遺跡地図だと思いますが、実は10 年前の資料です。今回滋賀県からも出典がありますが、これは今年の最新の資料に基づいている と思います。その10年の間に当然動きがありますし、新しい情報も入っているはずです。それ に基づいて意見が出されていると思いますので、今後方法書以降の埋蔵文化財の扱いのところで、 このような訂正、あるいは新しい情報を盛り込んでいっていただきたいということです。もう一 点ですが、先ほどの点と同じことですけれども、埋蔵文化財については、10年前のデータで岐 阜県の事業実施想定区域内に該当するものがないということなのかもしれませんが、同様に10 年間で情報がかなり入っている可能性があります。これについては、岐阜県教育委員会よりも、 地元の関ケ原町教育委員会の方が情報を持っているはずですので、方法書以降の段階において、 ご確認いただきたいと思います。

## 【事業関係者】

方法書作成の段階でもう一度改めて最新の情報等を整理いたしまして適切に反映させていきたいと思います。

#### 【委員】

地質に関してですが、地質関係の資料は、現在まったく使われていない用語や地質図を使用しています。資料を選ぶ段階で引用資料が適切でないと、それからいくら記述しても無駄となってしまいますので、今後注意していただきたいと思います。配慮書31ページの地質図の20万分の1土地分類基本調査ですが、これは作成年度が新しくても現地を歩いていない人が書いたもので、意味がないのです。さらに縮尺が20万分の1ですので、細かいところは省いてしまっているわけです。20万分の1で作った資料を5万分の1や2万5千分の1や1万分の1にうつして

も全然違いますので、そのようなことはしないようにお願いしたいと思います。それから、用語について言えば、配慮書31ページの輝緑凝灰岩という用語は、私が大学時代に少し習っただけで、50年以上使われない用語で、今は使ってはいけないような用語なのです。古琵琶湖層群は、未固結ではなく、固結でかなり固いですし、砂質粘板岩という言葉は専門用語として現在は使わないです。そのようなものをこういうものに出すと見た人はまったく信用しないです。

もう一つは、引用物を誰が書いたかです。本事業地域の土地基本調査は、書いた人が現地調査 せずに過去の資料を集めて書いているため、当てにしない方がいいと思います。従って配慮書3 1ページの地質図は使わない方がいいです。それからこれは忠告ですけれども、事業実施想定区 域の地層がメランジュや砂岩などです。この地層が風化して表土が60cm以上あると、1時間 あたりの雨量が100mm、120mm、これは50年か100年に1回のものですが、これぐ らいの雨量になると必ず土石流が起こります。豪雨で表土が水を吸って、地中で岩盤の境目に水 の通路を作るのです。八百津の土石流、飛騨川バス転落のときの土石流もそうですが、砂岩の山 の上の表土と岩盤の境目に水の通路ができ、その水の通路から崩れていくのです。それから、美 濃市の東海北陸道が崩壊しましたが、あれはメランジュという石です。今、地質図を完全には覚 えてないのですが、事業地域にはメランジュがあるはずですが全然書いていないです。メランジ ュがあれば、100mm、120mmの雨量があると大規模崩壊が起こります。土石流が発生し たり表土が崩れる場所というのは、地質学上、決まってくるのです。例えば、チャートのところ は土石流が起こっても、泥水が来るだけで土砂は来ません。過去に美濃加茂市三和町で、すごい 土石流が起こりましたが、チャート地域ではほぼゼロです。今回の場合は、事業実施想定区域に 砂岩があるようなので、配慮書31ページの地質図に変えて岐阜県内に関して最新の資料となる ジオランドぎふを引用していただきたいと思います。的確な資料を引用しないと、間違った結論 に結び付きかねないです。最近、広島でも土石流が起こったのですが、あれは全部地質が関係し ておりますので、少なくとも山の上で建造物を作ると豪雨により表土と岩盤の境目に水の通路が できて土石流が起こる可能性があります。全国の事例を見ても、100年に1回、500年に1 回、1000年に1回というレベルですので、すぐとはいいませんけれども。以上です。

# 【事業関係者】

的確な資料の方を改めて参考とさせていただきます。

#### 【委員】

事前にお送りした意見でもほ乳類に限らず鳥類もコメントさせていただきましたので、それに付随しまして今日は追加で質問と意見をさせていただきます。配慮書の段階で、非常に貴重な種あるいは生態系について重大な影響があるということは認識されているということで、それを踏まえて今後、風車の基数や配置、位置を変えることでその影響を回避できるというように判断をしていると配慮書に書いてありますが、具体的にはどのような配慮をすることを想定されているのでしょうか。もし意見があればお聞かせください。具体的に提示されていないため、影響を回避できると評価されている根拠が少しわかりにくく、もし事業者の考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

## 【事業者】

今回、様々なご意見を踏まえ、調査結果等を総合的に捉え、このような懸念事項を回避、低減できるような、配置、位置等を詳しく検討させていただきたいと存じます。風車をどのあたりに設置するのか、具体的な配置、位置等は、まだ全く白紙状態でございますので、今回の環境影響調査によりまして、このあたりも含めて総合的に判断していきたいと考えております。

## 【委員】

ということは、今の段階で、影響は低減できるというような根拠がないということですか。

## 【事業者】

現在、どのような調査結果等が出てくるかというところが、まだ正確に認識していない中での配慮書段階でございますので、今後、詳しい調査方法等を方法書の段階で詳しく精査をさせていただいた上で、方法書の段階で風車の配置、位置等も、現在の配慮書段階よりは一歩進んだ形でお示しをしていきたいと考えておりますので、皆さんからのご意見を取り入れながら検討していきたいと考えております。

#### 【委員】

仮の話で恐縮ですが、風力発電施設というものは、ある程度の基数があって初めて採算性が取れるものと認識しております。この地域で、この風力発電施設を作るときに最低何基はないと事業として成り立たないと想定されているのでしょうか。

#### 【事業者】

今現在、最大7基、それから単基の出力のワット数も2,000kWから3,000kWということで、単基出力の大きさも非常に小さいものから大きいものまで検討させていただいております。また、関西電力との系統の契約等も現在並行して進めておりますけれども、事業採算性に大きく影響します負担金というものもありますので、これらも総合的に判断し、現在のところ何基といったことは、まだ検討している段階となっております。

#### 【委員】

仮の話で恐縮ですが、1基だけで採算性が取れるということは想定されるのでしょうか。

## 【事業者】

最大7基ということで、今回の調査結果等も踏まえて、当然ですが住民の皆様等に影響のないような計画にしていきたいと考えております。1基だからできるのか、2基だから可能であるか、というところも、総合的にこれから検討したいと考えております。

## 【委員】

わかりました。今回、配慮書50ページを見ても事業実施想定区域が希少なイヌワシ、クマタカの分布域にそっくり入っているのですが、影響が回避できるという根拠に乏しいと思っています。具体的な調査はこれから出てくると思いますけれども、先ほど他の委員も申し上げたとおり、この地域ではクマタカの生息が確認されているため、風車を建設することでバードストライクの危険性が極めて高くなると思います。また、配慮書の中で希少なコウモリの生息地が確認されていないので影響が少ないというような記載がありましたが、希少なコウモリは生息していますので、生息地を改変しなくてもバットストライクの可能性を新たに作り出すということになります。危険性をゼロから上げる事業になりますので、非常に慎重に判断をしていただきたいというのが意見です。ちなみに、岩手県内では営巣地から最大18km離れているところでイヌワシの衝突事故が発生しています。数百mあるいは2km範囲内にそのような種がいなくても、バードストライクが発生する事例が過去にありますので、この事例を含めて影響を正しく、きちんと低減できたのか、このあたりの根拠をしっかりと示していただきたいと思います。ちなみに、イヌワシの衝突事故が発生したウインドファームから10km以内に新しいウインドファームが計画されていますが、この事業は、環境大臣からこれ以上計画を進めないようにとの厳しい意見も出てい

ますので、本件に対しても非常に厳しい意見を出していただきたいと思っております。

# 【事業者】

ただいまいただきました意見を含めまして、計画は、まだ配慮書の段階でございますので、 今後の諸手続きも踏まえながら、皆様のご意見を賜っていきたいと思います。

# 【委員】

ふれあい活動の場については、影響はそれほどないということだったのですけれども、民家だとか、主要な日常生活がすごく近いというところが気になっています。その影響については、基数や配置などを考慮することにより少なくなるということが配慮書に書かれているのですが、事業実施想定区域の南や東の方はクマタカの影響が大きく、北の方は住民活動の場が近くなるということで、どのように回避していくのでしょうか。今後、検討されていくということで、なかなか難しい配置になるのではないかと思いますが、他の風力発電事業の事例も参考に、騒音や振動をどのように回避していくのかをよく見極めていただきたいと思います。あと、この配慮書で通常どおり稼働している場合の風力発電については影響が書かれているのですけれども、火災だとか、羽が外れるとか、風力発電の事故が結構あると思うのですが、このような事故が起こった場合にどのくらい影響があるのでしょうか。特に火災ということになると、住民の不安も高まりますし、その場合、どういう影響があって、どういう対処ができると考えているのでしょうか。

## 【事業関係者】

最初の住民の方への影響ということで、今回の事業は配慮書にお示ししているように事業実施想定区域の北の方は東側と西側に集落があり、住宅がそこそこ近い地域のため、騒音や超低周波音、風車の影、景観といった項目で影響が出てくる可能性があり、そちらへの配慮が一つの課題であると思っています。同様に南の方は、イヌワシ、クマタカの生息やタカの渡りといった少し広域的なものもありますので、そのあたりを今回の事業の課題として今後、具体的に現地調査等をして、予測、評価していかなければならないと思っています。騒音につきましては、評価の具体的な手法が環境省の方で決められておりますので、今後、この手法に基づいて定量的な評価をしていきたいと考えております。あと、火災等の事故については、環境影響評価の項目の中には含まれてはいないのですけれども、事前にそういうことも事業者としてもしっかり認識しておかなければいけないことだと思いますので、環境影響評価の手続きで公表する事項とは少し違うのかもしれないですが、事前に周知する準備はしているということです。

## 【委員】

植物に関しては、移動できないため、改変される地区にあるものが影響を受けるということで対処しています。まだ設置する場所が決まっておらず、改変する場所も決まっていないため何とも言えない状況ですので、現地調査をしっかりと実施していただいて、改変地区とオーバーラップさせた時に、どんな個体がどの程度生育し、影響されるのかどうかをしっかりと出していただきたいと思います。ただ、この配慮書を見ておりますと、岐阜県と滋賀県とで区別せずに記載されておりますので、岐阜県側にどのような貴重種、重要種が生育しているのか、ということが極めて見づらいです。我々は、岐阜県での環境影響評価を行うということですので、岐阜県ではなく滋賀県に生育しているものがあると書かれても、ここで検討することは全く論外です。資料調査で岐阜県の中での貴重種として、どのようなものがありますということを滋賀県と分けて書いていただければと思います。植物については、この配慮書では何とも言えないため、方法書、あるいは、準備書の段階でしっかりと意見を言わせていただきたいと思います。そのために調査だけはしっかりと行っていただきますようお願いしたいと思います。あと、景観に関してですが垂

直見込角が $1^\circ$ 、 $2^\circ$  でどのように見えるのか、何k m離れるとどのように見えるのか等、いろいろと話をされていましたが、どうも見えたらまずいというような話に進んでいるような気がしてならないのです。見えてはいけないのであれば、建てること自体が不可能となり、ナンセンスです。その見え方が我々の生活にとってすごく違和感があるということでなければ、個人的には、景観はあまり重視することではないと思います。先ほどの写真で、笹尾山の景観のこのあたりが事業実施想定区域となると事務局の説明がありましたが、その写真を見ると、赤白の $60\,\mathrm{m}$ 、 $70\,\mathrm{m}$ の鉄塔が5,6本見えています。その奥に7基程度、風車が立つこととなりますが、鉄塔の方がずいぶん違和感があります。それなのにその奥の方に見える7基の風車に関して、景観が悪いからダメということは言えないと思います。それよりも、何を基準にして景観の話をするのかというところを、我々委員も含め考えなければいけないことではないのかと思います。

## 【事業関係者】

一番初めの植物についてですが、現地調査を今後しっかりと行い、改変する可能性がある区域を含めて現地調査を実施し、実際の改変区域とオーバーラップさせて予測、評価していきたいと考えております。あと、既存資料の整理の方法についてですが、ご指摘の趣旨も理解いたします。配慮書の中では自治体の境界というものをそれほど意識しておらず、滋賀県側、岐阜県側というよりも、既存資料をベースにこの区域周辺では、どのような種が確認される可能性があるのかということで整理しております。極論を言えば、今回の事業実施想定区域の中で、滋賀県側に位置している部分においても、岐阜県側の既存資料で確認されている植物が確認される可能性もありますし、その逆もあると思います。既存資料で、確認されている種を念頭においたうえで、現地調査で確認していくことを考えています。あと、景観につきまして、垂直見込角は、数値で定量的な予測のようにも見えるのですが、おっしゃるとおり実際には、どれくらいあれば良いのか、というような明確な指標もございませんし、最終的には客観的な判断に基づくものでありますので、どのような見え方がされるのかといったことに対して様々な方のご意見を伺いながら風車の配置、色も含めた妥当な計画を検討させていただきたいと考えております。

# 【委員長】

今の意見にも関連しますが、風車の設置場所は方法書の段階でおおよそこのあたりというものをお示しいただけるのですか。それによって、土地の改変がどうなるかおおよその様子は見えてくるといった理解でよろしいでしょうか。

#### 【事業者】

現在、想定区域をお示ししているのですけれども、風車の設置位置としましては、どうしても 主だった山の尾根上になります。次の方法書の段階では、基数や設置が想定される地点も可能な 限りお示ししていきたいと考えております。

## 【委員】

まだ設置場所も決まっていないところですので、近隣のどのような河川への影響があるのか、 想定しにくいところがあると思いますので、方法書では、水環境への影響もしっかり意識してい ただきたいと思います。

# 【事業者】

方法書の段階でさらに精査させていただいた内容で作成をしていきたいと思います。

# 【委員】

生態系に関してですが、植物への影響、昆虫への影響、動物、ほ乳類への影響があると、個々には項目ごとにしっかりとした保全対策が出てくると思います。ただ、生態系については、これらすべてで生態系ができあがっています。例えば先ほど議論があったイヌワシがいなくなるとなれば、これが全体の生態系の中にどの程度の影響があるのかをまとめることが生態系の予測、評価なのです。広い意味での生態の系がどのように変化するのかということ、何かがなくなることで、あるいは、何かが増えることでその生態系がどの方向に変化していくのかを予測、評価していくということが生態系という項目だと思うのですが、今まで、環境影響評価の中でそのような観点でまとめている報告書は少ないです。生態系としてまとめるのは非常に難しいのですが、そのあたりも念頭に置いて生態系を評価していっていただきたいと思います。

## 【事業関係者】

次の方法書の段階でこの地域での注目種、生態系の核となってくる上位性種として何があるのか、典型性種や特殊性種として何があるのか、ということを具体的に選定していき、それを生息環境、利用環境、繁殖環境、それから動物によっては餌資源の状況も含めてどのような調査を実施し、それを予測、評価にどのように展開していくのかということを具体的にお示ししたいと思っています。それが妥当であるかご審議をいただいたうえで、調査の結果を踏まえて、準備書の段階で予測、評価という形で反映していきたいと考えております。

# 【委員】

風車の色彩についてですが、周辺の環境の中で合う、合わないということ以外に、動物に対する影響もあるのではないかということを非常に感じました。鳥と動物がどのように色彩を認識しているのかということはわからないのですけれども、バードストライクを色彩によってある程度回避できるというような研究は行われていないのでしょうか。風車の色彩についても、いわゆる従来背景に溶け込みやすい色だから白あるいはグレーが使われているという見解をお示しですけれども、色彩で何か影響に対する配慮を考えられないのでしょうか。目立たない色だから鳥達がぶつかって来るのか、逆に目立つ色にすると、今度は人間に対する景観の影響というものも出てくるため、周辺との調和と生体への配慮というバランスが難しいと思いますが、そのあたりについて、何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。それから、例えば他の事例で、周辺に何か配慮をして色彩を変えたという例をもし御存じであれば、教えていただきたいと思います。あと、発電機の色彩について、いくつかの複数案を示すことが、もし今後可能であればお願いしたいと思います。

## 【事業者】

まず、発電機の色彩でございますけれども、現在、国内、海外問わず、風力発電機を製造しているメーカーが約10社弱ございますけれども、すべて白色、ブレードの色については、羽先だけ少し変えるというような機種のラインナップになっております。これは業界内では自然に溶け込みやすいという判断で白色をベースに統一されているものが多くなってございます。今、ご指摘いただきました動物等への影響がない、抵抗感がないという研究がどのように進んでいるのかということは、現在は承知していないのですけれども、先生のご意見をメーカー側に事業者として働きかけながら、そういった研究結果等あるようでしたら、次回以降の委員会で是非お示しができればと考えております。

# 【事業関係者】

景観については、大臣勧告の中で、人間に対する配慮ということで色等の配慮を求められる一方、鳥に対する配慮ということで、ブレードを赤くしたり、シールを付けるといった保全措置を

求められるなど、反対の意見が出されることもありますが、それは取り方によっては、その地域に応じて適切なものを選んで行ってくださいというような勧告なのかと思います。今回の場合も、鳥への配慮、あと人間への配慮といった観点からどのような形が一番適切なバランスとなるかをもう少し検討していく必要があると考えております。現在、風車の色については白色がベースになっているのですけれども、今後の傾向等も踏まえて、複数案ということで、この色だったらこういう見え方をするといったことを一番近い地点について参考までに複数案としてお示しすることも可能かと思いますので、準備書の段階で具体的にお示しさせていただければと思います。

## 【委員】

先ほどの意見に追加ですが、配慮書の中に記載されておりますイヌワシ、クマタカについては、イヌワシ研究会の報告等を引用されていると思います。おそらくイヌワシ研究会でも既にこの地域の調査をされているようですので、その結果を踏まえて意見書が出てくると思いますけれども、そういったものも踏まえて、この事業の評価をしていただきたいです。それと、調査の結果、問題が判明して事業化が難しくなるよりは、経費の削減にもなるのではないかと思います。今の段階で基数と位置がわからないということですが、おそらくこの区域の中で事業化できるということを想定され、それ以外のことは考えていないと思いますので、この区域で事業を行う際の影響を的確に判断して、調査をする以前の段階でも計画をしっかりと立てていただくというような意見書を県にもお願いしたいと考えております。

# 【事業者】

ただいまお話がありました各団体様とは、意見交流も含めて、是非アドバイス、助言を仰いでいきたいと思っています。

# 【委員長】

12月15日が住民意見の提出期限となっておりましたが、住民側からの意見はどれくらい提出がありましたか。

#### 【事業関係者】

この段階では、まだ具体的に集めていません。今日、明日で集めることとしております。

# 【委員長】

では、次回には、そのあたりの報告もいただけるということですか。

# 【事業関係者】

そうです。

## 【委員長】

あと、近隣で別事業者の風力発電事業の検討が進んでおりますが、それに対しての回答は、現 時点で情報がないので困難な状況と書いています。その点について、今後、何か方針とか考えて いることはありますか。別事業者の動き、影響評価等いろいろな情報が参考になろうかと思いま す。

## 【事業者】

他社の事業につきましては、方法書の手続きまで進んでおられるということは把握しております。また、地域の皆様を対象とした事業説明については、関ケ原町エリア、大垣市上石津地区エ

リアともに、具体的な住民説明会というレベルでは、まだ開催させていただいておりませんが、 事業者としては、地域説明会等を開催していきたいという意向を区長様にお伝えしたうえで、今 後、様々なご意見をいただきながら、地域の皆様への説明を進めていきたいと考えております。 現在、この他社とは、直接的なコンタクト等は取っていないという状況です。

# 【委員】

今回の配慮書では、項目として電波障害が挙がっていないのはよろしいと思うのですが、騒音、 低周波音に関して、風向きによっては音が遠くまで届くということを聞いたことがあります。今 回は距離で検討されておりますが、風向きの影響やその騒音の調べ方について、検討していただ きたいと思いますのでよろしくお願いします。

## 【事業者】

ただいま先生からいただきましたご意見も、次回の方法書で詳しく記載をし説明をしたいと思います。

## 【委員】

時刻変化、季節変化等もございますから、それも配慮に入れていただきたいと思います。

## 【事業関係者】

次の方法書段階での話になってしまいますので、少し正式ではないのですけれども、近くの集落が風下になるような状況の中で、まず現地調査をして、どのような状況なのかを把握して、それをベースに将来、風力発電機が建設され、稼働した時に、風車の影響がどのようになるのかを検討していこうと思っているのですが、風向きによる風車からの騒音の伝わり方といった明確な予測手法は、現在承知しておりません。気温や湿度などは予測条件の細かいところでいろいろとパラメータに入れていくということはされていますが、風向きについて、どのくらいの風が吹くと音がどれくらい伝播するのかといったことも、今後、最新の知見等があるかどうかということも踏まえて反映していきたいと考えております。

# 【委員長】

それでは、まだご意見もあるかと思いますが、本日はこれまでにしたいと思います。その他、 ご意見、ご質問ございましたら事務局の方へ提出いただきまして、後日、事業者から見解をいた だきたいと思います。